

	契 約 係 用
○	業 者 渡 し 用

令和 5 年度

業 務 委 託 仕 様 書

委託業務一覧表 通年業務委託番号 168

名 称 東豊線広告物掲出・業務用ステッカー補修業務

特定随契の場合
その業者名

要求課 事業管理部営業課資産活用係
高速電車部業務課旅客係

担当者 【広告物掲出撤去業務】 勝山 将平
(外線 896-2722 内線 2122)
【業務用ステッカー補修業務】 林 洋輔
(外線 896-2744 内線 2414)

仕 様 書

業 務 名：東豊線広告物掲出・業務用ステッカー補修業務

契約の履行期間：令和5年4月1日～令和6年3月31日とする。ただし、委託業務が支障なく継続できるよう、契約期間開始前においては現行の受託業者と、契約期間満了前においては令和6年4月1日以降の受託業者と、十分に調整のうえ引き継ぎを行うものとする。また、本業務の円滑な履行にあたり、業務着手前に車両基地担当者と事前に必要となる諸手続きや車両清掃等の他業務との調整に係る打ち合わせを行うこと。

作業対象車両数：80両（車両更新等により増減する可能性がある）

※1編成あたり4両

1 広告物掲出撤去業務

(1) 摘要

本項目は、地下鉄東豊線の車内におけるすべての広告物（業務用のものを含む。以下同じ。）の掲出、撤去、清掃、差替え、補充、補修及びそれに係る器具の点検作業（以下「作業」という。）を行うために、必要な事項を定めたものである。

(2) 作業の範囲

地下鉄東豊線車内の広告物の掲出、撤去、清掃、差替え、補充、補修及び器具の点検作業等を行う。

ア 対象となる広告物(広告名)の種類とその広告面の大きさ及び1両あたりの枠数

(ア) 中ぶり広告（シングルH364mm×W515mm、ワイドH364mm×W1,030mm）

一般広告枠 24枠

業務用枠（連結部） 4枠

(イ) まど上広告

（シングルH364mm×W515mm、ワイドH364mm×W1,030mm）

先頭後尾車両 38枠

中間車両 44枠

(ウ) ドア横額面広告（H364mm×W515mm）

6枠

(エ) まど上MINI広告（H364mm×W260mm）

先頭後尾車両 2枠

中間車両 4枠

(オ) ドア横ステッカー（H165mm×W200mm）

先頭後尾車両 4枠

中間車両 6枠

(カ) 窓ステッカー（ピンクリボンタイアップステッカー、業務タイアップステッカーを含む。以下同じ。）

（H210mm×W230mm、H165mm×W200mmまたはH180mm×W220mm）

8枠

(キ) ツインステッカー（H90mm×W350mm）

6枠（1枠につき2枚掲出）

(ク) 運転台背面・連結部ステッカー（H165mm×W200mm）

4枠

イ 点検作業等対象の種類

(ア) 中ぶりホルダー

(イ) まど上レール（まど上広告バンドを含む。）

(ウ) ドア横額面レール（ホルダー）

※ 上記ア及びイについては、媒体等の改廃により対象が変更となる場合がある。

(3) 作業の指示

委託者または委託者の定める事業者（以下「委託者等」という。）から、作業指示書で行うものとする。ただし、急を要する作業の場合は作業指示書によらず口頭により指示する場合もある。

(4) 作業実施場所等

ア 札幌市交通局西車両基地（札幌市西区二十四軒1条4丁目1－2）

(ア) 位置図

別紙1のとおり。

(イ) 作業場所

別紙2のとおり。なお、作業の従事にあたっては、車両基地入場カードの貸与を受ける必要があるため、本業務着手前に車両基地担当者との打合せにおいて予め確認を行うこと。また、借用者に変更が生じた場合は、速やかに車両基地担当者に報告すること。

(ウ) 資材置き場及び詰所

別紙3のとおり。なお、資材置き場及び詰所については、車両基地の調整により、変更となる場合があることから、本業務着手前に車両基地担当者との打合せにおいて予め確認を行うこと。

イ 札幌市営地下鉄東豊線栄町駅及び福住駅

(ア) 栄町駅

作業場所は、別紙4のとおり。

(イ) 福住駅

作業場所は、別紙5のとおり。

ウ その他委託者の指定する場所

(5) 作業時間及び作業内容

ア 作業時間

8時30分～17時30分

詳細な作業工程については別紙6（作業工程表）を参照のこと。

イ 作業内容

(ア) 作業確認連絡（指示済み当日作業内容の変更の有無、ポスター等の納品状況等を委託者等へ確認）

(イ) ポスター等の管理及び搬送

(ウ) 西車両基地留置車両での作業

(エ) 東豊線引き込み線での作業（栄町駅）

(オ) 東豊線引き込み線留置車両での作業（栄町駅及び福住駅）

(6) 作業の方法

ア 掲出及び撤去作業

(ア) 地下鉄車内広告媒体名称については別図を参照し、掲出位置については、その都度委託者等の指示を受けること。また、その他の広告物の掲出及び撤去等については、その都度委託者等の指示を受けること。なお、作業にあたっては、委託者等から指示された位置を誤って掲出した場合や掲出漏れなどがあった場合、広告主側からの損害賠償の請求要因ともなりうることから、その作業の正確性には特に万全を期すること。

(イ) 作業は、委託者の指定場所において作業指示書に基づき行い、使用済みポス

ター等は、広告主側において著作権や肖像権等が設定されていることに留意し、受託者の負担において第三者に流出することのないよう厳正な管理の下に受託者の責任において廃棄物に係る関係法令等を遵守し、処分すること。ただし、委託者等から指示があった場合は、その指示に従うこと。

- (d) 中づくり広告、まど上広告、ドア横額面広告、まど上MINI広告の掲出及び撤去作業は、原則として西車両基地、栄町駅及び福住駅で行うこと。
- (e) 栄町駅での作業は列車ダイヤの折り返し時間を利用した作業となり、1列車（編成）あたりの作業時間が平均4～5分と時間的制約を伴うので留意すること。このため受託者は適切な作業人員の確保をするとともに、作業員の作業速度およびその正確性を確保すべく、作業員に対し適切な指導及び管理監督を行なうこと。
- (f) ドア横ステッカー、窓ステッカー、ツインステッカー、運転台背面・連結部ステッカー（以下「各種ステッカー」という。）の掲出及び撤去作業は、原則として、西車両基地で行うこと。
- (g) 駅構内での作業中は、委託者から貸与された駅構内作業員腕章を着用の上、写真付き身分証明書を携帯させ、原則として、作業従事者共通デザインの新制服もしくは作業服を着用すること。また、駅留置線車両内で作業を行う者には、反射素材を用いたベスト等を着用させること。
- (h) 駅構内入出場時は必ず駅事務室へ立ち寄り、作業の開始及び終了について駅係員に報告を行うこと。
- (i) 作業員については、業務従事者名簿（別添1）を作成の上、業務着手前に委託者に対し2部提出することとし、名簿に掲載のない作業員の作業従事は認めない。また、作業員の名簿記載者に変更が生じた場合は、速やかに新たな業務従事者名簿を提出すること。
- (j) 作業指示書や通常の作業時間帯によらず、緊急の夜間及び深夜の作業を行う必要性が生じた場合は、委託者等の指示に従うものとする。
- (k) 作業は、別紙6により行うこと。掲出及び撤去作業のために列車運用を変更することはないことから、作業員は工程表について事前に綿密な確認を行うこと。
- (l) 各種ステッカーの掲出及び撤去作業は、車両運用の都合上、作業開始日から7日以内に完了させること。
- (m) 栄町駅及び福住駅で行う業務には、それぞれ列車走行路面を歩行して引き込み線に滞泊している車両で行う作業があることから、事故等につながらないよう安全な作業に努めること。また、引き込み線内は暗いため必要に応じ受託者の負担においてライト等の照明器具を準備すること。

イ 保守管理作業

- (ア) 広告枠の留め器具が適正な状態であるかの点検作業を、掲出及び撤去作業を含め随時行うこと。
- (イ) 簡易な修繕で対応可能な不良箇所を発見した場合は、委託者等の指示を待つことなく速やかに対処し、対処内容を委託者等へ報告すること。また、判断に迷う不良箇所を発見した場合は、速やかに委託者等へ報告し指示を仰ぐこと。
- (ウ) 車両窓開放期間（6月～10月）はまど上広告バンドが適正な状態であるか随時確認することとし、折損等を発見した場合は、委託者等の指示を待つことなく速やかに交換すること。なお、まど上広告バンドについては委託者から受託者へ支給することから、委託者等からの問い合わせに答えられるよう、まど上広告バンドの消耗品度や在庫数について常時把握すること。なお、在庫僅少の

場合は、掲出作業が問題なく遂行できるよう期間に余裕を持ち委託者等へ報告をすること。

- (エ) 西車両基地職員や乗務員より各種広告物に関する修繕等の依頼があった場合は、速やかに対応し、委託者等へ報告すること。
- (オ) 車内ポスターや各種ステッカーの破損が著しい場合は、委託者等の指示を待つことなく速やかに撤去を実施し、予備分を代替として掲出することとし、委託者等へ報告すること。また、車内ポスター及び各種ステッカーの予備分の残数が少なくなった場合は、速やかに委託者等へ報告し指示を仰ぐこと。
- (カ) 広告物が常に適正な状態であるかの、点検作業を随時行うこと。なお、委託者等から指示がある場合は、全車両の広告が適正な状態であるか点検を行い、速やかに報告すること。

ウ 納品及び作業指示

- (ア) 掲出する車内ポスター及び各種ステッカーは、原則として、すべて委託者等に納品されることから、掲出開始日の前営業日までに、その全てを受け取ること。このとき、割り当てされた必要枚数を必ず計数してから受け取ること。
- (イ) 受け取った車内ポスター及び各種ステッカーは、第三者に流出することのないよう厳重に管理することとし、委託者等が別途指示した広告物については、作業場所に委託者が設置している鍵付の保管庫に常時施錠の上保管すること。また、委託者等から回収等の指示があった場合は、速やかに委託者等へ提出すること。
- (ウ) 作業指示は委託者等が、原則として文書によって行う。ただし、広告の申し込み状況により口頭にて行う場合はその指示に従うこと。
- (エ) 土曜日、日曜日及び祝休日に掲出及び撤去作業がある場合は、前営業日に委託者等が作業指示を行う。このとき、掲出及び撤去作業指示書の日付に十分注意すること。

エ その他

- (ア) その他詳細については、委託者等の指示によるものとする。また、不測の事由により作業の追加が生じる場合もあるので、委託者等の指示に従うこと。
- (イ) 一部の広告物については、掲出位置の偏りを少なくするため車両ごとに掲出箇所が異なるよう指示する場合もあることから、十分に注意を払うこと。
- (ウ) 西車両基地内の備品及び栄町駅・福住駅の留置線内の施設には、精密機械等が含まれていることから、触れてはならない。
- (エ) 車両基地内で定例的に開催される安全連絡会議について、車両基地担当者の求めに応じ、当該受託業務の支障とならないよう調整を図り、参加をすること。

(7) 作業の報告

各月毎の業務完了後、次の報告書を委託者に提出すること。

- ア 地下鉄車内広告物掲出作業実施報告書 (別添2)
- イ 地下鉄車内広告物掲出作業完了確認書 (別添3)
- ウ 地下鉄車内中づくりポスター掲出配置表 (別添4)
- エ 夏期車内巡回点検報告書(車両窓開放期間である6月～10月に限る)(別添5)
- オ 業務完了届(別添6)

(8) 費用負担

- ア 本業務に必要な用具(反射材ベスト、ステッカー貼付用のへら等の小道具類、携帯電話等)、作業実施場所間の移動に必要な車両、消耗品及び材料等の調達に要する費用は、受託者の負担とする。また、車両基地に持ち込みする備品や消耗

品等については、車両基地に届け出を行う必要があることから、本業務着手前に車両基地担当者との打合せにおいて予め確認を行うこと。

イ 本業務の実施に要する電力、用水、内線電話機及び更衣等の場所は、委託者が提供する。

(9) 作業員の確保

ア 受託者は、業務遂行のため常に適正な人員を配置しなければならない。なお、日々の作業量は広告出稿状況に応じて変動するため、これらに対応できる十分な作業要員を確保するとともに、特に栄町駅では、1列車につき4～5分の折り返し時間を利用して作業を行うが、この時間において列車はいったん引き込み線に移動し進行方向を変えてホームへ移動することから、その作業を滞りなく完了するために、配置する人員については、不足のないよう努めなければならない。

イ 受託者は、業務遂行を指揮監督する監督者を定め、また、監督者が不在又は事故あるときの補助者として監督代行者を定めるとともに、緊急連絡網（様式任意）を委託者に2部提出するものとする。

ウ 受託者は、作業員に欠員が生じたときや、作業を十分に行うことができないと委託者が認めたときは、速やかに代替者を補充する等作業に支障が生じないようにしなければならない。

エ 平日の8時45分から17時15分まで、委託者等と電話（内線電話もしくは本業務従事用携帯電話）及び電子メール等で連絡が可能な体制をとること。

2 業務用ステッカー補修業務

(1) 摘要

本項目は、地下鉄東豊線車両の業務用ステッカー点検および補修作業に適用する。

(2) 作業の範囲

ア 専用席・携帯電話の電源OFFエリアステッカー（各6枚／編成）

イ ドア注意ステッカー（48枚／編成）

ウ 始終発時刻ステッカー（16枚／編成）

エ 地下鉄路線図ステッカー（24枚／編成）

オ 乗り換え案内ステッカー（24枚／編成）

(3) ステッカーデザイン及び貼付位置

別紙7のとおり

(4) 作業工程および点検回数

ア 当該作業車両が基地内入庫時に作業するものとする。（作業スケジュールは、広告物掲出業務における作業指示書による）

イ 作業については、主に目視により2（2）に掲げる各種ステッカーを点検することとし、汚損欠損等があった箇所については、新品の物を貼付する。

ウ 点検・補修作業は西車両基地での広告物掲出業務に併せて行うこととし、1編成につき、概ね一ヶ月に1回の頻度で実施するものとする。

エ その他、破損や欠損した箇所に応じて随時、簡易な補修を行うこととする。

(5) ステッカー破損および欠損に関する事項

ア 車両基地の職員より、業務用ステッカーに関する修繕や改修の依頼等があった場合、速やかに修正すること。

イ ステッカーの在庫に関する管理も行い、数量の少ないものについては担当者まで連絡をすること。

ウ 新車購入等により掲出車両が変更になる場合は、委託者の指示により行うこと。

エ その他詳細に関しては、委託者の指示によるものとする。また、不測の事由により追加作業が発生することがあるため留意すること。

(6) 作業の報告

毎月、業務用ステッカー補修業務報告書（月報）及び「点検補修作業報告書」を提出すること。※ 記入例は別紙 8 参照のこと。

3 共通事項

(1) 損害賠償の義務

受託者は本業務の実施にあたり、委託者の施設又は第三者（広告主を含む。）に損害を与えた場合は、その一切の費用を賠償するものとする。

(2) 作業員に対する責任

受託者は、作業の実施にあたって生じる労働問題について、関係労働法規上の一切の責任を負うものとし、かつ、労働基準法を遵守し、妥当な労働条件及び賃金の確保に努めなければならない。

(3) 委任又は下請けの禁止

受託者は、作業を他社に委任又は下請けをさせてはならない。

(4) 秘密の保持

受託者は、業務遂行上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(5) 協議

作業にあたり疑義が生じた場合、その他この仕様書に定めない事項については、委託者と協議する。

(6) 支払方法

毎月均等の12回払いとする。

なお、請求については、契約額（月額）に対し、上記 1・2 の業務量に応じて按分した金額にて、以下担当宛てに分けて行うこと。なお、按分により生じた端数は四捨五入することとし、1 円未満の端数が生じた場合は、その初回（1 回目）に支払うこととする。

（業務量比率）

業務内容	比率
広告物掲出撤去業務	97.82%
業務用ステッカー補修業務	2.18%

(7) その他提出書類

その他委託者の指示により、必要な書類を提出すること。

4 連絡先

(1) 広告物掲出撤去業務

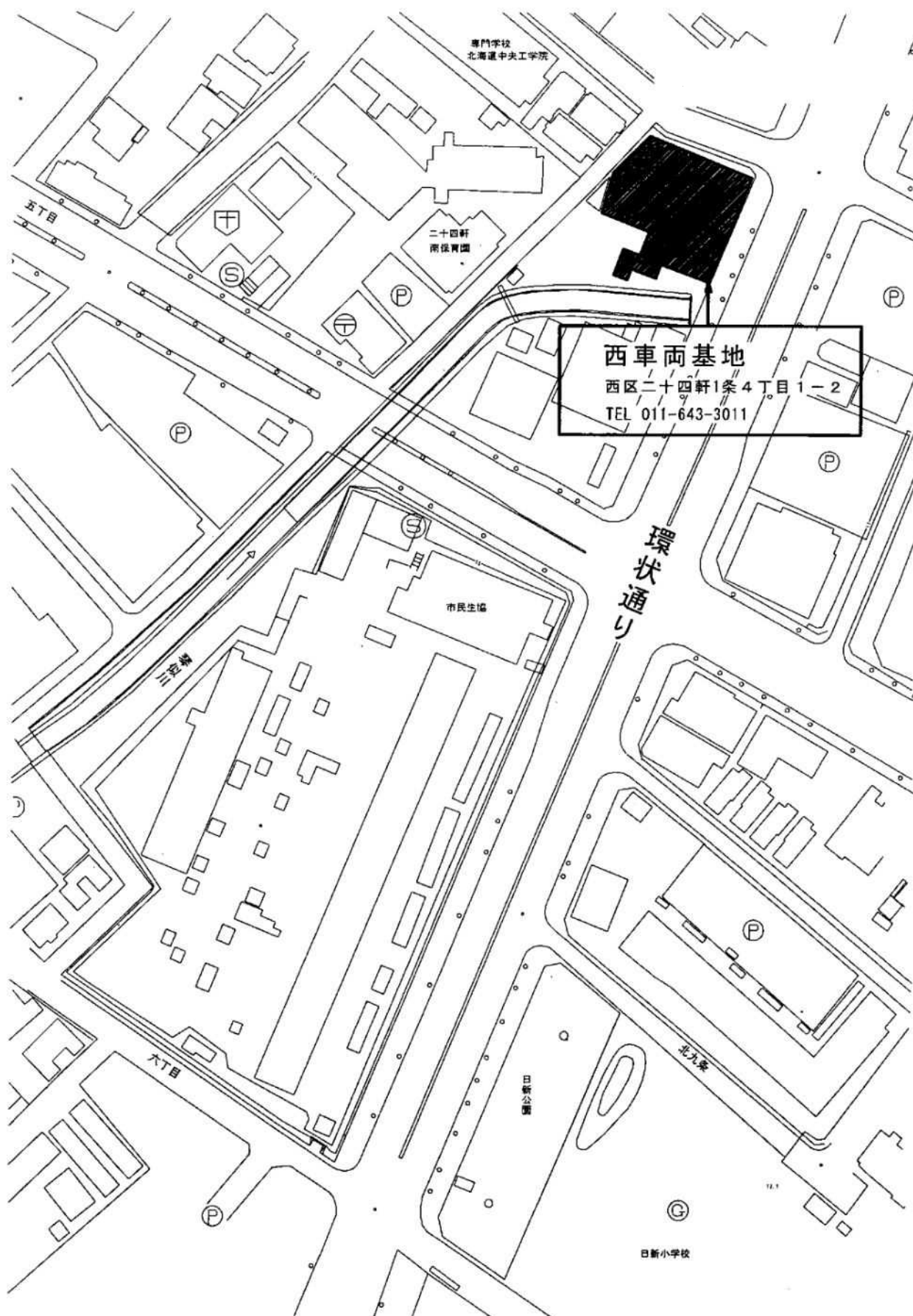
札幌市交通局事業管理部営業課資産活用係 011-896-2722

札幌市厚別区大谷地東 2 丁目 4 番 1 号 札幌市交通局庁舎 3 階 担当：勝山

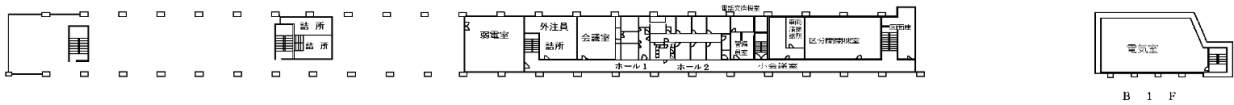
(2) 業務用ステッカー補修業務

札幌市交通局高速電車部業務課旅客係 011-896-2744

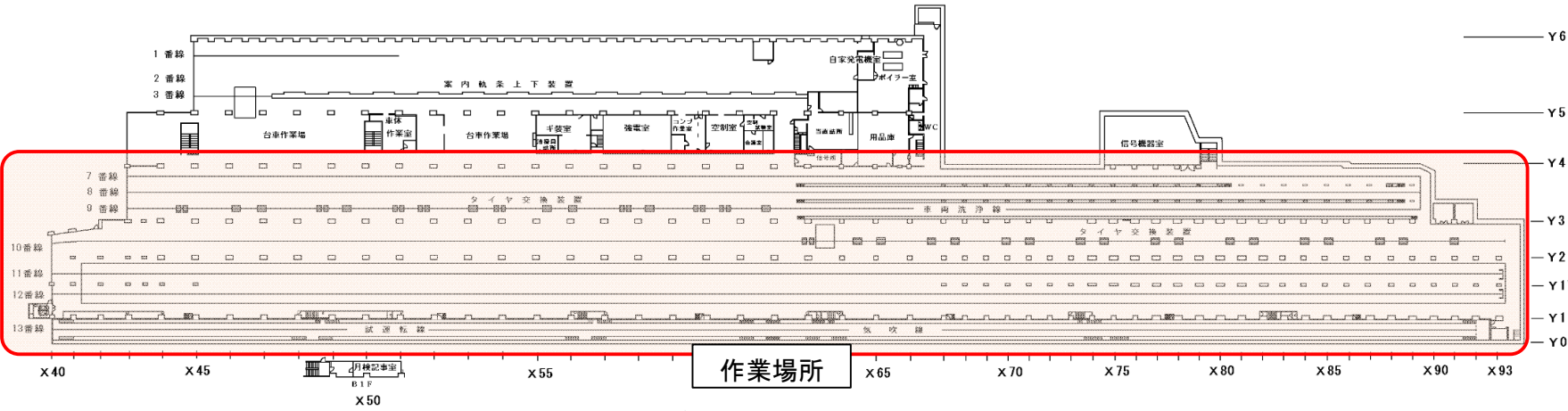
同上 4 階 担当：林

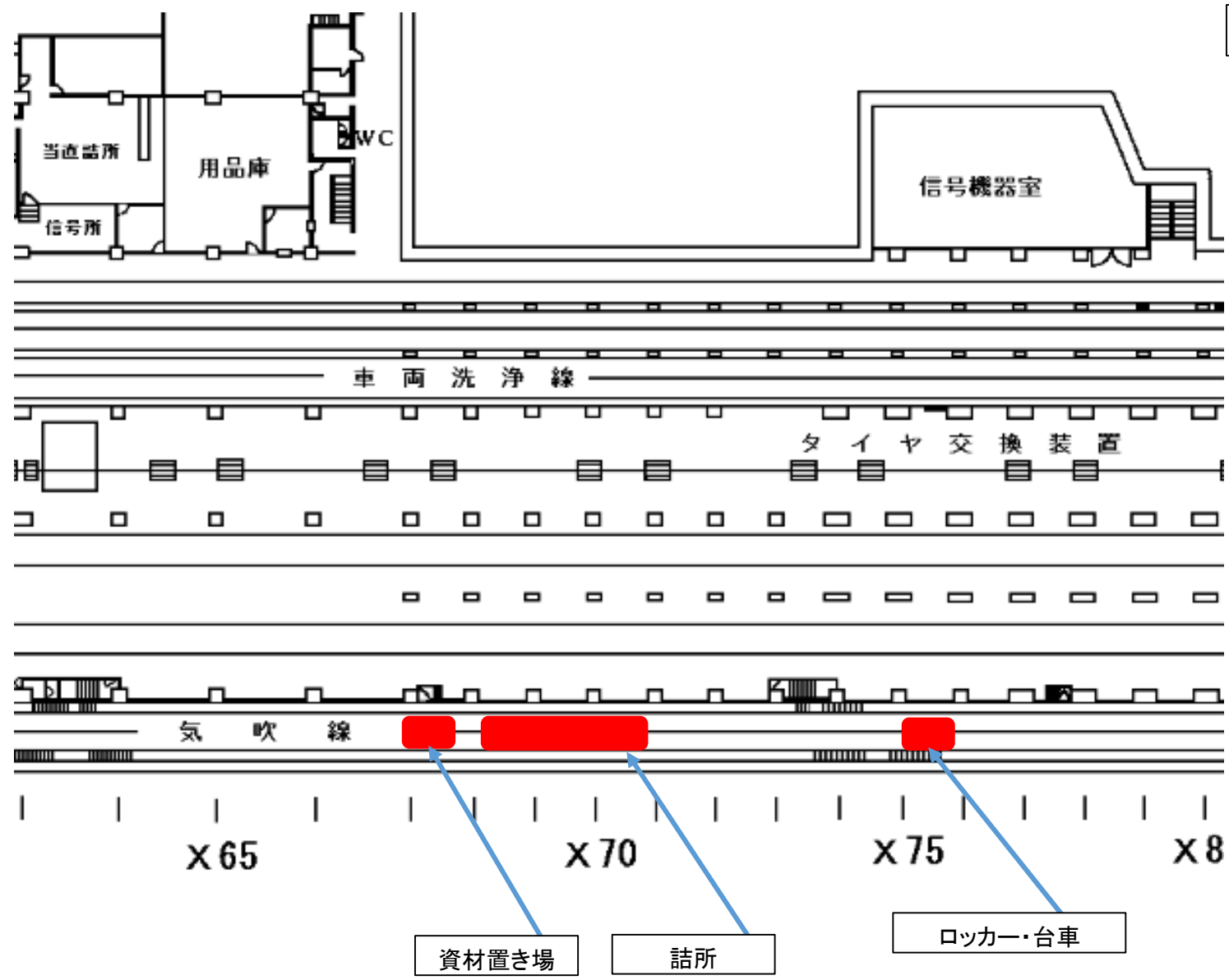


地下 1 階 平面図



地下 2 階 平面図





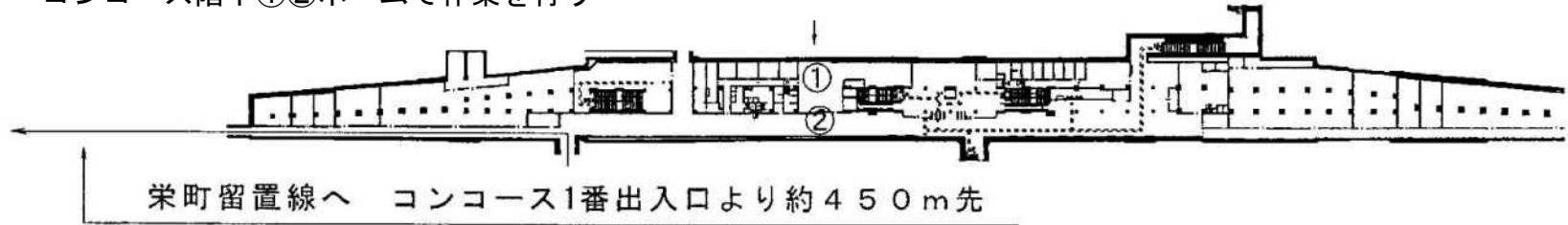
【 備品等持込届 】

番号	品 名	規 格 ・ 寸 法	数量	保 管 場 所
1	片袖事務机	1 0 5 0 × 7 3 0 × 7 0 0	1	車両清掃員控室
2	3 連ロッカー	9 0 0 × 5 5 0 × 1 7 0 0	2	〃
3	4 連ロッカー	9 0 0 × 5 5 0 × 1 7 0 0	1	〃
4	折りたたみイス		1	〃
5	冷蔵庫	4 5 0 × 4 5 0 × 1 0 0 0	1	〃
6	食器棚	7 5 5 × 3 5 5 × 1 7 0 0	1	〃
7	ソファ	2 人掛け用	1	〃
8	テーブル	1 2 0 0 × 7 5 0 × 3 3 0	1	〃
9	本棚	9 0 0 × 3 0 0 × 6 2 0	1	〃
10	テレビ	ナショナル 1 4 インチ	1	〃
11	テレビ台	6 0 0 × 4 0 0 × 5 0 0	1	〃
12	電気ポット	ナショナル	1	〃
13	掃除機	日立 CV 9 6 H	4	9 番線 B 線資材置場
14	洗濯機	シャープ 2 槽式 3 k m	1	〃
15	洗濯機	ナショナル 全自動 5 k m	1	〃
16	手押車	6 0 0 × 9 0 0	1	〃
17	脚立	0 . 9 m	2	車両清掃員控室
18	脚立	1 . 2 m	1	車両清掃員控室
19	脚立	1 . 8 m	1	車両清掃員控室
20	脚立	2 . 2 m	1	車両清掃員控室
21	ウエットバキューム	ジョンソンブローバ	1	9 番線 B 線資材置場

栄町駅

コンコース階下①②ホームで作業を行う

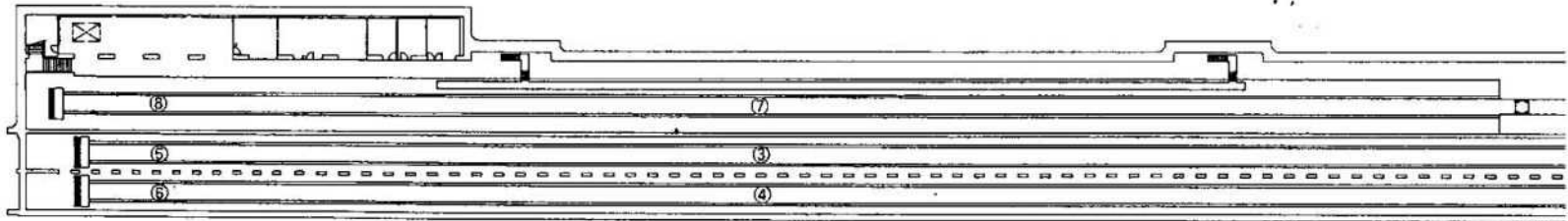
入出場時の夜間出入口（4番出入口）



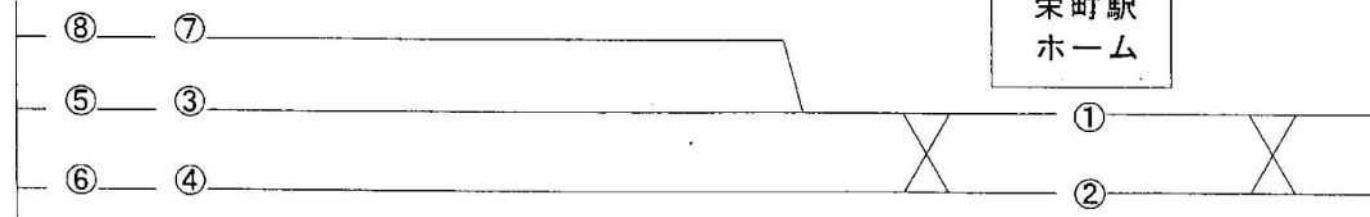
栄町留置線

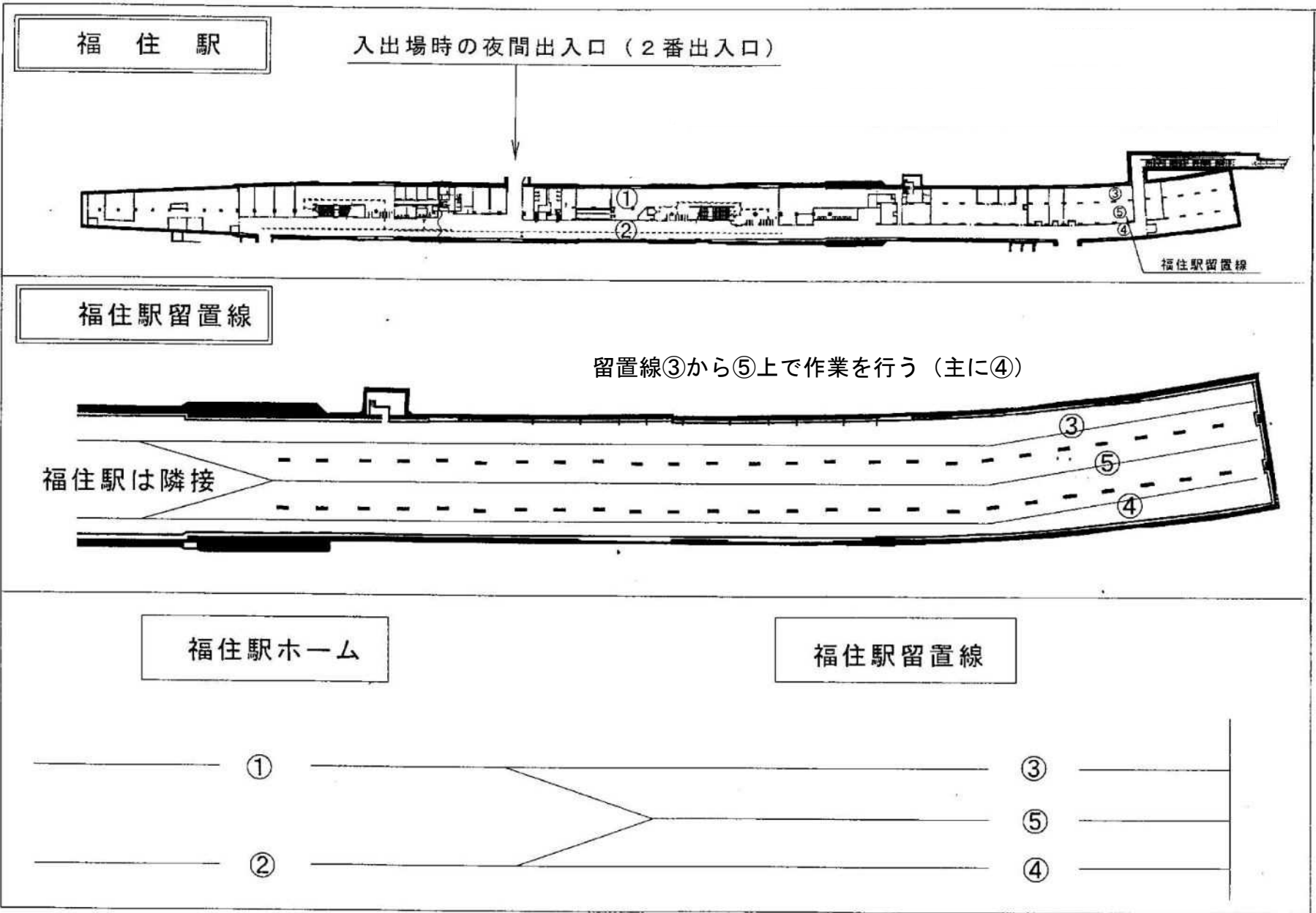
留置線③から⑧上で作業を行う（主に①～④、⑤、⑧）

栄町駅コンコース1番出入口より約450m



栄町留置線③から⑧





東豊線作業工程表

1 作業工程

- (1) 日中作業員A（駅ホームでの営業中車両及び栄町駅留置車両の作業）
 - 8時30分～9時00分 委託者等へ内線電話で作業内容及び翌日以降取付ポスター納品状況確認
 - 9時00分～9時30分 駅ホームでの営業中車両の作業（栄町駅）準備及び移動（まど上ポスター、中ぶりポスター、まど上MINIポスターの積み込み等及び西車両基地から栄町駅への移動）
 - 9時30分～13時30分 駅ホームでの営業中車両の作業（栄町駅）
（3～4枠程度の作業につき1人、大型出稿対応時は日中作業員Cを含む2人以上体制、列車が栄町駅到着後、列車に乗り込み作業を開始し、いったん列車が留置線入庫後、再度同駅ホームに入線し、旅客が乗車を開始するまでの約4～5分間で終了しなければならない。
駅ホームでの作業終了後、栄町駅留置車両の作業を行う
 - 13時30分～14時00分 移動
（栄町駅→西車両基地）
 - 14時00分～17時30分 西車両基地留置車両の作業
（午前入庫列車の作業）
- (2) 日中作業員B（西車両基地での留置車両の作業）
 - 8時30分～12時00分 西車両基地留置車両の作業
（午後出庫列車の作業）
 - 12時00分～13時30分 移動及びポスターの受け取り
（西車両基地→札幌市交通局庁舎→西車両基地）
 - 13時30分～17時30分 持ち帰ったポスターの整理等
- (3) 日中作業員C（福住駅留置車両作業）
 - 10時00分～16時00分 福住駅留置車両の作業
- (4) 日中作業員D（各種ステッカー作業）
 - 8時30分～17時30分 掲出撤去指示があった場合、西車両基地留置車両を確認し作業を行う。

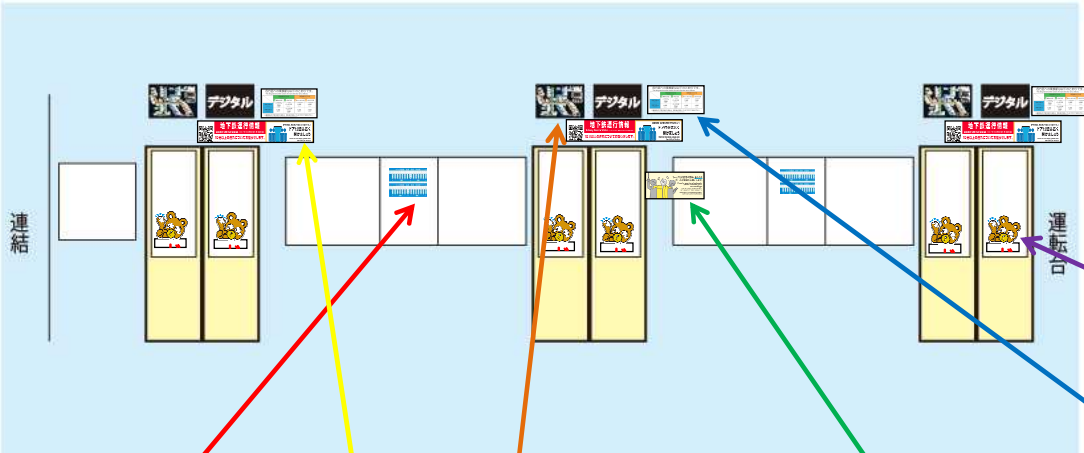
2 報告書

- (1) 地下鉄車内広告物掲出作業実施報告書
- (2) 地下鉄車内広告物掲出作業完了確認書
- (3) 地下鉄車内中ぶりポスター掲出配置表

3 点検及び補充作業

まど上広告、中ぶり広告、ドア横額面広告、各種ステッカー、まど上MINI広告

東豊線新型車両車内ステッカー 掲出位置図例



別紙7



各方面への乗換駅は以下のとおりです。
The designated transfer stations for each direction are as follows.

	南北線のりかえ Nankai Line Transfer		東西線のりかえ Toei Line Transfer	
	真駒内方面 For Makunai	麻生方面 For Aoi	新さっぽろ方面 For Shin-Sapporo	宮の沢方面 For Miyozawa
福住方面ゆき For Fukuju	さっぽろ駅 Sapporo sta.	さっぽろ駅 Sapporo sta.	大通駅 Odori sta.	大通駅 Odori sta.
栄町方面ゆき For Sakuraguchi	大通駅 Odori sta.	さっぽろ駅 Sapporo sta.	大通駅 Odori sta.	大通駅 Odori sta.

※乗換駅以外で乗り換えの場合は、別料金が発生いたしますのでご注意ください。
Please be aware that additional fees apply if transferring at non-designated stations.

④ 地下鉄 東豊線 始発・終発 時刻表

種別	東豊線 始発	東豊線 終発
快速	10:00	17:00
準快速	10:10	17:10
普通	10:20	17:20
...	...	...



⑥ 地下鉄運行情報
Subway Service Status

10分以上の遅れについてお知らせします。
Information about delays of more than 10 minutes.

10분 이상 운행이 지연될 경우 관련 정보를 안내합니다.

停車の際は、乗り降りの妨げにならないよう
ドア付近は広く
開けましょう
When the train stops, please clear
the vicinity of the door.



①専用席・携帯OFFエリアステッカー	車両形式	編成数	箇所数/1編成	合計
	東豊線9000	20	12	240
②乗り換え案内ステッカー	車両形式	編成数	箇所数/1編成	合計
	東豊線9000	20	24	480
③ドア注意ステッカー	車両形式	編成数	箇所数/1編成	合計
	東豊線9000	20	48	960

④始発終時刻表ステッカー	車両形式	編成数	箇所数/1編成	合計
	東豊線9000	20	16	320
⑤路線図ステッカー	車両形式	編成数	箇所数/1編成	合計
	東豊線9000	20	24	480
⑥QR付き運行情報ステッカー	車両形式	編成数	箇所数/1編成	合計
	東豊線9000	20	12	240
⑦乗車マナー啓発ステッカー	車両形式	編成数	箇所数/1編成	合計
	東豊線9000	20	4	80

総合計 2800
(1編成平均140枚)

記入例

高速電車部業務課		
課長	係長	係

東豊線業務用ステッカー補修業務報告書(月報) 4 月分
(業務用ステッカー補修分)

別紙8

編成	点検実施日	随時	備考
901	4月 20 日		
902	4月 9 日		
903	月 日		年検
904	月 日		
905	月 日		
906	月 日		
907	月 日		
908	月 日		
909	月 日		
910	月 日		
911	月 日		
912	月 日		
913	月 日		
914	月 日		
915	月 日		
916	月 日		
917	月 日		
918	月 日		
919	月 日		
920	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

例1
広告物掲出等の業務中に、点検・補修業務を実施。点検した編成は、別途「点検・補修作業報告書」を作成する。

例2
年検中の編成車両は作業不可能につき、実施しない月もある。(備考欄に「年検」と記入)

地下鉄車内業務用ステッカーの補修業務が、完了いたしましたのでご報告いたします。

令和 年 月 日

業 者 名

代 表 者 名

高速電車部業務課		
課長	係長	係

東豊線業務用ステッカー補修業務報告書(月報)_____月分
(業務用ステッカー補修分)

編成	点検実施日	随時	備考
901	月 日		
902	月 日		
903	月 日		
904	月 日		
905	月 日		
906	月 日		
907	月 日		
908	月 日		
909	月 日		
910	月 日		
911	月 日		
912	月 日		
913	月 日		
914	月 日		
915	月 日		
916	月 日		
917	月 日		
918	月 日		
919	月 日		
920	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

地下鉄車内業務用ステッカーの補修業務が、完了いたしましたのでご報告いたします。

令和 年 月 日

業 者 名

代 表 者 名

東豊線業務用ステッカー点検補修作業報告書
(業務用ステッカー補修分)

点検実施日	補修及び点検者
10 月 20 日	札幌 太郎

交通局が記入します。

係

編成 No	点検項目		備 考
	破損(剥がれ)・欠損 がなかったか	補修枚数	
9101	有り ・ 無し	0 枚	
9102	有り ・ 無し	0 枚	
9103	有り ・ 無し	0 枚	
9104	有り ・ 無し	0 枚	
	有り ・ 無し	枚	
	有り ・ 無し	枚	
	有り ・ 無し	枚	
	有り ・ 無し	枚	

(業務用ステッカー補修分)

係

[illegible]

年 月 日

業 務 従 事 者 名 簿 (一般用)

(あて先) 札幌市交通事業管理者
交通局長 様住 所
受託者 商号又は名称
代表者氏名

次の業務において、業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者の名簿を提出いたします。

業務名

氏 名 (雇用年月日)		年 齢	雇用契約上の所定労働時間等		社会保険の 加 入 状 況		備 考 (資格等)
1	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
2	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
3	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
4	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
5	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
6	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
7	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		
8	(年 月 日雇用)		日： 時間	週： 時間	健康 保険		
			※所定労働時間が法定（注）を超える場合の適用制度 （ 変形労働時間制 ・ 監視断続的労働 ）		雇 用 保 険		

(注)「法定」とは、労働基準法第32条に定める労働時間（原則として、一日につき8時間、一週間につき40時間）を意味する。

この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

別添2

地下鉄車内広告物掲出作業実施報告書

東豊線

取付				取外				備考
広告主	掲出箇所	掲出車両数	掲出枚数	広告主	掲出箇所	掲出車両数	掲出枚数	
1		台	枚	1		台	枚	
2				2				
3				3				
4				4				
5				5				
6				6				
7				7				
8				8				
9				9				
10				10				

上記のとおり作業を完了したので報告します。

令和 年 月 日

会社名

作業責任者

地下鉄車内広告物掲出作業完了確認書

令和 年 月 日 曜日 [東豊線]

地下鉄車内広告物取り付け及び取り外し作業終了後の確認作業が、完了しましたのでご報告いたします。

会 社 名

作業責任者

[illegible]

地下鉄車内中張りポスター掲出配置表

線名(南北・東西・東豊)

令和 年 月 日 曜日

ホルダー	1		2		3		4		5		6	
掲出期間	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
広告主及び内容	A	C	A	C	A	C	A	C	A	C	A	C
	B	D	B	D	B	D	B	D	B	D	B	D
掲出期間	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／	／
備 考	会社名 作業責任者											

課 長	係 長	主任	係

夏 期 車 内 広 告 物 巡 回 点 検 報 告 書

令和 年 月 日 曜日

〔東豊線〕

地下鉄車内広告物取り付け状態の巡回点検が、完了しましたので御報告いたします。

会 社 名

巡回者氏名

印

車 両 番 号	点 検 項 目			備 考
	バンドの表裏は正しいか	バンドの取り付け位置は適正か	車内ポスターにずれ、やぶれ等はないか	
901	良 否	良 否	良 否	
902	良 否	良 否	良 否	
903	良 否	良 否	良 否	
904	良 否	良 否	良 否	
905	良 否	良 否	良 否	
906	良 否	良 否	良 否	
907	良 否	良 否	良 否	
908	良 否	良 否	良 否	
909	良 否	良 否	良 否	
910	良 否	良 否	良 否	
911	良 否	良 否	良 否	
912	良 否	良 否	良 否	
913	良 否	良 否	良 否	
914	良 否	良 否	良 否	
915	良 否	良 否	良 否	
916	良 否	良 否	良 否	
917	良 否	良 否	良 否	
918	良 否	良 否	良 否	
919	良 否	良 否	良 否	
920	良 否	良 否	良 否	

業 務 完 了 届		
年 月 日		
札幌市交通事業管理者 交通局長		
住 所		
受託者 商号又は名称		
職・氏名		印
業務名		
上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。		

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 (氏名)	印
-----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、 年 月 日に検査を実施してよろしいか。		
検査員 （役職・氏名）		

別図（地下鉄車内広告媒体位置図）



各線別で掲出体系が異なるもの

・窓ステッカー



・ピンクリボンタイアップステッカー



・業務タイアップステッカー



上記3種類のステッカーのうち、
南北線～各窓に最大2枚掲出。
東西線・東豊線～左・中央・右
の窓のうち、左と右の各窓に最
大1枚掲出。

各線別で掲出体系が異なるもの

・始終発タイアップステッカー



(左：広告面+右：業務面)
南北線：各窓に掲出
東西線：左・中央・右の窓のう
ち、左の窓に1枚掲出。(中央の
窓の業務面のみのステッカーは
対象外。)

・帯広告



・いのちの電話タイアップ帯広告



ドア注意ステッカー



南北線・東西線のみ掲出

・ドア上ステッカー



・マナータイアップステッカー



(左：広告面+右：業務面)

積 算 書

1 業務名
東豊線車両広告物掲出撤去・業務用ステッカー補修業務（広告物掲出分）

2 積算額
円（税込）

3 積算内訳

項 目	単 価	数量	人工	金 額	
直接人件費（月額）	円			円	A
直接物品費	円			円	B
直接業務費 (A+B)				円	C
業務管理費	円			円	D
業務原価 (C+D)				円	E
一般管理費	円			円	F
委託料(月額) (E+F)				円	G
再計(100円以下切捨て)				円	
消費税相当額				円	
税込月額				円	
委託料(12カ月合計)				円	

積算書

1 業務名

東豊線車両広告物掲出及び業務用ステッカー補修業務
(業務用ステッカー補修分)

2 積算額(年額)

円

3 積算内訳

項目	月額	月数(年額)	金額	備考
委託料		12		
消費税				
合計【年額】				